

第2回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年9月10日（木）午前9時30分から午前10時30分

2. 開催場所 あいこうか市民ホール 練習室3

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 16名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	19	福野 憲二	委員	9	山村 良司
副会長(会長職務代理者)	18	中本 芳美	委員	11	船草 真美
委員	1	田嶋 伸行	委員	12	藤井 利徳
委員	2	勝井 麻有美	委員	13	福永 克哉
委員	3	緩利 哲治	委員	14	柚口 和久
委員	4	曾我 秀美	委員	15	植田 浩士
委員	6	辻本 和美	委員	16	今井 利一
委員	8	奥島 啓司	委員	17	奥村 淳子

5. 欠席委員 議席 5番 山崎 容子 委員
議席 7番 森地 良彦 委員
議席 10番 鍋家 善幸 委員

6. 議長 議席 19番 福野 憲二 会長

7. 議事録署名委員 議席 3番 緩利 哲治 委員
議席 4番 曾我 秀美 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 議案第 10 号 非農地判断の承認について
- 報告案件 1 農地転用届出に係る専決処分報告について

6) 報告事項

- 研修等報告
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

局長	西田 哲之
局長補佐	西田 輝彰
係長	澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席5番山崎委員と議席7番森地委員及び議席10番鍋家委員で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席3番緩利哲治委員と議席4番曾我秀美委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号31について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号31番について説明します。
調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
通常、死亡に伴い相続人が相続される場合には、農地法における3条申請は不要とされており、また、遺言書により法定相続人に対して財産処分を行うことは一般に「遺贈」と呼ばれます。一方、今回の事例では、そうした法定相続人ではない者に対して遺贈をする「特定遺贈」であり、この場合には、3条許可申請が必要となり、申請者は遺言執行人が行うものとなります。今回、譲渡人は譲受人の親族で兄にあたりますが、この譲渡人の死亡の際、事前に書き留められた「遺言書」による農地の権利移転が発生することから今回の手続きに及ばれたものです。譲受人は、実家近隣となる当該農地について、農作業受委託を活用しながら、水稻の栽培を行う予定です。受委託先との事前調整もなされており、必要な耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号31については、議席14番柚口委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 14 番の柚口です。議案書 3 ページの整理番号 31 番について説明します。令和 8 年 8 月 2 日の日曜日に、中村孝次推進委員と現地を確認し、申請者の方から申請理由について説明を受けました。事務局の説明のとおり、本案件は遺言書の特定遺贈による農地の所有権移転であり、譲受人並びに譲り受け後の水稻栽培体制いずれも妥当と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号 21 中村推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 21 番中村です。本件、31 番については、先ほど柚口委員が申し上げた通り現地確認とヒアリングにつきまして問題なしと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 31 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 31 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 32 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 32 番について説明します。
参考図は 3 ページから 4 ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えず後継者もないために処分を検討していたところ、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、企業の役員であるほか、関連する会社の農業法人を通じて農業に関わりを持っており、当該地では果樹の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号32については、議席2番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番勝井です。3条調書、整理番号32番について事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認からの意見を申し述べます。令和8年8月4日、譲受人の代理人と吉田推進委員と私の3人で現地確認いたしました。県道沿いの不耕作農地。譲渡人は高齢で後継者もおられず処分に困っておられたところ、譲受人が農業規模拡大のために探しておられたとの意見の合意で申請されました。譲受人は耕作地町内にも住まれ、勤務先でも農業に携われているので、農業にも詳しいと見受けられ、農機具も持たれて今回の譲り受ける農地で、梨園をしたいとのこと。現地確認の日には具体的な定植の日など計画をお聞きできなかったのが3年以上の確実な耕作を条件付けさせていただき、追って梨園をされる経過を見ていきたいと思っております。周りの農地への影響もないと確認しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号35番吉田です。事務局並びに勝井委員の説明のとおり何年も耕作されていなかった水田を購入し梨栽培をされる予定です。予定通りなら周囲には耕作されている農地もなく農地利用最適化の観点から問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号32について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号32については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号33については、同条整理番号34と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号33番及び整理番号34番について説明します。
まず整理番号33番の参考図は5ページから6ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地の北側隣接地に自宅があり、居所に近い当該地で、果樹及び野菜の栽培を行う予定です。農業経験はないものの、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の果樹及び野菜を栽培するにあたり、親族の応援を得ながらも、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
続きまして、整理番号34番について説明します。
参考図は7ページから8ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
当該譲渡人及び譲受人は整理番号33番と同一人であり、譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地の北側隣接地に自宅があり、居所に近い当該地で、果樹の栽培を行う予定です。なお、譲受人のもう一人は当該譲受人の親族であり、当該農地については家庭内で協議をされた結果、それぞれの共有名義として土地取得される点が、整理番号33番とは異なります。農業経験はないものの、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の果樹及び野菜を栽培するにあたり、親族の応援を得ながらも、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、整理番号33番、整理番号34番のいずれの案件も、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号33及び34については、議席6番辻本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番辻本です。整理番号33番と整理番号34について説明します。
令和8年7月31日に田村推進委員と現地を確認し、申請者から申請理由について聞き取りました。譲受人は3条調書33番34番のとおり、自己所有地隣接のため効率的な果樹園作業が見込まれます。また、地域の果樹園農家としての仲間入りを期待されることから許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号３９田村推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号３９番田村です。整理番号３３と３４番について説明します。令和８年７月３１日に辻本委員と現地を確認し、申請者から申請理由について、聞き取りました。譲受人のご主人は、甲南地区で水稻栽培の経験もあり、果樹園に必要な機械等を、すでに持っておられ地域の果樹農家として、仲間入りをされ活躍される事から許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 議席番号２番勝井です。今回の譲受人の年齢とか果樹園とはどんなことをされるのかお聞きします。

事 務 局 年齢でございます。譲渡人の年齢は８３歳。譲受人の年齢は３９歳。ご親族の方は７３歳となっております。申請内容の果樹の品目ですが、栗、すもも、柑橘類、また一部農地では季節野菜を耕作されることを伺っております。

議 長 他にご質問等もないようですので、まず３条調書、整理番号３３について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号３３については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて３条調書、整理番号３４について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号３４については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号３５について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号３５番について説明します。
調書は４ページ、参考図は９ページから１０ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

本案件は、譲受人及び譲渡人の先代同士が双方の土地を整理されたものの、所有権移転の際に錯誤があり、世代が変わって、永年それぞれが自己所有地として認識していた箇所を当代で実情に合わせた土地整理するための3条申請です。譲受人は、従前は水稻、近年は牧草などの飼料作物に転換し、農作業受委託により管理されているもので、当該地では牧草の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号35については、議席15番植田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番植田浩士です。事務局の説明のとおり、8月3日に当事者のご両人にご同伴いただきまして、私の植田と推進委員の西谷さんとが参加をさせていただきまして現地確認を終えました。当時者同士は親戚にもなる関係上、何ら問題ないと判断させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号43西谷推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号43番西谷孝です。整理番号35について補足説明します。本案件については、錯誤した所有権移転を実情に合わせた土地整理するものであり、現在まで譲受人が管理しており、農地利用最適化に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号35について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号35については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第6号については、以上であります。

- 議 長 続きまして、議案第 7 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
- 議 長 はじめに 4 条調書、整理番号 9 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号 9 番について説明します。
調書は 6 ページ、参考図は 1 1 ページ、1 2 ページ、土地利用計画図は 1 3 ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第 3 種農地です。
申請地を自己用住宅、農業用倉庫、進入路、駐車場及び庭にするための申請です。計画によると、申請人の実家が隣接地にあり、当該地は従前から宅地一体利用がなされており、当該現況に合わせる形で申請されたものです。新たな造成工事はなく、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水については、敷地内の既設側溝を通じて排水処理されているとともに、周囲は一部山林で、一部は周辺農地より一段高く、縁切りされていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
以上、農地法第 4 条第 6 項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。
- 議 長 4 条調書、整理番号 9 については、議席 1 7 番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号 1 7 番奥村です。9 番の 4 条調書について、令和 8 年 7 月 2 6 日に松島推進委員と申請人立会いのもと 3 名で現地確認を行いました。詳しくは先ほど事務局より説明いただいた通りでございます。当該地は長年にわたり農地として利用はされておらず、農地としての回復可能性も低いことから、現地の状況を踏まえ転用止む無しと考えております。また、周辺農地への影響はないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号 2 7 松島推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号 2 7 番松島義幸です。4 条調書の 9 番について補足説明をします。先ほどの事務局並びに農業委員の説明のとおりです。私と農業委員、そして本人とで 7 月 2 6 日に現地確認をさせていただきました。転用しても問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号9について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号10について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号10番について説明します。
参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請地を作業所にするための申請です。計画によると、申請人の実家が隣接地にあり、近年相続手続きがあったことから、現在は当代名義となったものの、当該地は従前から宅地に隣接する作業所として利用がなされており、現況に合わせる形で申請されたものです。新たな造成工事はなく、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は、隣接する宅地排水と一体的に排水処理されているとともに、周囲に農地がなく、道路及び自己所有地となる宅地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 4条調書、整理番号10については、議席16番今井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番今井です。4条調書10番について説明します。8月5日に山岡推進委員と申請代理人の立会いのもと現地確認を行いました。概要は事務局説明のとおりです。申請人の先代が工業用、家庭用のプラスチック製品の製造販売業を行っており、およそ30年以上前に自身の居宅地に近い当該農地を加工用の作業場として土地利用されたと伺いました。現在は相続された申請人が建物処分と財産整理をしていたところ当該事実が判明し、これを是正するために今回手続きされたものです。長らく土地利用されてきた経緯や周辺に隣接する農地も道路に囲まれていることから、今回の土地利用に支障はなく、転用止む無しと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号44山岡推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号44番山岡です。整理番号10番について補足説明します。今井委員が説明しましたように、8月5日に申請人立会いのもと現地確認した結果、申請地は宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、地域が進める農地利用最適化推進には支障がなく、私も今井委員同様に止む無しと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号10について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号10については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第7号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 はじめに、5条調書、整理番号17について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号17番について説明します。
調書は8ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、農家住宅を目的とする農地の使用貸借です。計画によると、譲受人は実家に両親と同居しているものの、ライフステージの変化により、将来を見据えて新たに戸建て住宅が必要となり、実家にほど近く、譲受人の親が所有する当該地を貸借し、建築面積84.98平方メートル、建ぺい率24.57パーセントとなる、戸建て住宅を建築されます。造成工事については、全体的に盛土とされ、端

部は安定勾配により施工されることから土砂流出は見込まれません。雨水排水は、宅地周囲は自然地下浸透処理であるものの、溢れた雨水は敷地内の既設水路を通じて集水し、道路側溝に接続し放流されます。その他、汚水・雑排水については既設の下水道管に接続される見込みであることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号17については、議席17番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番奥村です。17番の5条調書について、令和8年8月8日に東推進委員と譲渡人と立会いのもと現地確認を行いました。詳しくは先ほど事務局より説明いただいた通りでございます。住居は手狭で増築も困難なため、以前より独立した住居の建築を検討しておられました。今回、譲渡人より当該地を無償で使用する事の承諾を得ており、当該地に農家住宅を建築する計画です。現地を確認したところ、周辺農地への影響は特に認められず、問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号25東推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号25番東です。先ほど事務局及び奥村農業委員の説明のとおりです。8月8日に譲渡人立会いのもと、奥村農業委員と私とで現地確認をいたしました。この農地転用により譲渡人の親族が住居を建てられるとお聞きしました。また、近隣の方にもご理解して頂いていると説明を受けております。この農地転用による周辺農地への影響はないと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号17について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号１７については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、５条調書、整理番号１８について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号１８番について説明します。

参考図は２０ページ、２１ページ、土地利用計画図は２２ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第２種農地です。申請内容は、陶器作品置場を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は申請地隣接で美術作品の制作やアートギャラリーを運営する事業者であり、陶器作品を保存、保管する上で利便性が良く、適地となる当該地を陶器作品置場として利用されます。造成工事は盛土とされ、隣接する事業地まで高さを揃えて敷き均しをされますが、端部は安定勾配施工とするため、土砂流出は見込まれません。雨水排水は、宅地周囲は自然地下浸透処理であるものの、溢れた雨水は隣接する水路にて放流処理されるほか、周囲に里道があり申請地とは縁切りされており、また面積も狭小であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 ５条調書、整理番号１８については、議席６番辻本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号６番辻本です。整理番号１８番について説明します。令和８年７月３１日に宇田推進委員と現地を確認し、代理人から転用計画を聞き取りました。申請地は事務局の説明のとおりです。譲渡人が農地を管理することができず現在は不耕作地です。譲受人が今後資材置き場として活用されるため、止むを得ず売買の転用をされます。また、周辺農地には被害がないと考えられるため、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号４０宇田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号４０番宇田です。整理番号１８番については、ただいま事務局並びに辻本委員より十分な説明があったとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号18について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第8号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について」を議題といたします。

議 長 それでは事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号について説明します。

農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

10ページから12ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計96,247平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、13ページから14ページの参考資料のとおりです。以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局よりご説明いただきました件について、ご意見等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご意見等もないようですので、議案第9号について採決いたします。「農用地利用集積等促進計画の案」に関して「意見なし」として意見を付すことに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第9号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。

議 長 議案第9号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第10号「非農地判断の承認について」を議題といたします。

議 長 それでは事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第10号について説明します。

市内農地の農地利用最適化を推進するには、遊休農地の発生防止・解消に努める一方で、守るべき農地を明確にし、山林化・原野化など再生利用が困難な農地は、「非農地」として農地から除外していくことが求められています。当議案は、甲賀市農業委員会非農地判断事務取扱要領第8条の規定により、非農地の決定について、総会にお諮りするものです。

それでは、調書の16ページ非農地判断対象農地一覧をご覧ください。所在地、調査日、調査員は記載のとおりで、土山町が29筆、計15,178平方メートルです。なお、現時点で、委員の現地調査が完了した農地を計上しており、資料集約の関係で調査日から日数経過しておりますが、あしからずご了承ください。また、米印の連番165から184については、令和8年3月に委員現地調査実施、同年6月総会にてご審議いただいた農地について、一部地番の記載漏れがあったため、併せて上程しております。今後も未了部分については、調査が完了次第、随時お諮りさせていただきます。今回の審議対象となる、連番156から164の現地写真及び位置図は別冊のとおりです。いずれの箇所も、一面が山林の様相を呈するなど、農地に復元することが著しく困難な土地と見られます。事務局の説明は以上です。

議 長 続いて、議席4番曾我委員、調査報告をお願いします。

担当農委 議席4番曾我です。私の方から非農地判断の説明意見を述べさせていただきます。令和8年6月30日に小倉推進委員と澤田推進委員と3人で現地調査を行いました。現状は林野化しており、現地調査することも困難なところが数箇所ございました。いずれも周辺農地に影響もなく非農地相当と見込まれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明及び報告がありました件について、ご意見等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご意見等もないようですので、議案第１０号について採決いたします。「非農地判断」に関して、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第１０号に「非農地判断」については、承認することに決定いたします。

議 長 議案第１０号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。
調書は１７ページ、参考図は２３ページから２６ページまでです。
市街化区域内の農地転用事案について、今月は、農地法第５条の届出が４件であり駐車場、自己用住宅、共同住宅を目的とするものです。また、調書１８ページ、参考図２７ページには、農地法施行規則第２９条の届出が１件、こちらは、育苗ハウスとして利用するための申請となっており、資料ご覧のとおりです。
いずれも法手続きに従い、必要な届出書が提出されたことを確認しております。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等はありませんか。

議 長 報告案件は以上です。
これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。「研修等報告」及び「事務局報告事項」について、農業委員、事務局の順に報告をお願いします。

担当農委	・湖国女性農業・推進委員協議会研修会
事務局	・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告 ・地域パトロールの報告 ・経過と予定
議長	報告事項は以上です。
議長	ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
委員	【質問等なしの声】
議長	ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。